

両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援します。

休暇の取得日数	助成額
合計5日以上 10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

支給要件

* 1 中小事業主あたり **5人まで** 申請可能です

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**（※）すること

※対象となる休暇の取得期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

※過去に年次有給休暇や欠勤により休んだ日について、事後的に①の休暇を取得したこととして振り替えた場合も対象となります。（振り替える際には労働者本人に説明し、同意が得ることが必要です。）

対象となる労働者

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

○申請期限○

・支給要件を満たした翌日から起算して**2か月以内** * 令和2年6月15日より受付開始

なお、令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、8月15日が申請期限となります。

○申請先○

・各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

対象となる介護のための有給の休暇制度について就業規則等に規定し、さらに、対象労働者にかかる「介護支援プラン」を策定した場合は、通常の介護離職防止支援コースも併給できます。

詳細は裏面を参照

◎ その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省HPをご参照いただくか、申請する管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 介護 新型コロナ

検索

<両立支援等助成金 介護離職防止支援コース>

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度について、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。コースの詳細は以下のとおりです。

※<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額

介護離職防止支援コース		支給額
A 介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>
	職場復帰時	28.5万円<36万円>
B 介護両立支援制度		28.5万円<36万円>

対象となる介護のための有給の休暇制度について就業規則等に規定し、さらに、対象労働者にかかる「介護支援プラン」★を策定した場合は、「A介護休業」または「B介護両立支援制度支給」（下記の赤枠囲み部分が対象です。）対象となります。

A 介護休業

<休業取得時>

- 介護支援プランを作成し、対象労働者がそのプランに基づく合計5日（所定労働日）以上の介護休業を取得すること。

※介護休業は法定の介護休業制度のみならず、企業が任意で設けている法を上回る規定化された制度も対象となります。

<職場復帰時>

- 介護休業を取得した対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、雇用保険被保険者として3か月以上継続雇用していること。

法定の介護休業期間（93日）に、20日（所定労働日ベース・有給休暇）を加えた期間以上の制度を規定化、プランを策定し、新型コロナウイルス感染症に係る有給休暇を取得すれば前ページの特例と併給できます。

B 介護両立支援制度

- 介護支援プランを作成し、以下のいずれか1つ以上の介護両立支援制度を対象労働者がそのプランに基づき合計20日以上（＊1、2を除く）利用し、引き続き対象労働者を雇用保険被保険者として継続雇用していること。

＊1、2 利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件をみたすことが必要

・所定外労働の制限制度	・介護のための在宅勤務制度
・時差出勤制度	・法を上回る（時間単位・有給）介護休暇制度＊1
・深夜業の制限制度	・介護のためのフレックスタイム制度
・短時間勤務制度	・介護サービス費用補助制度＊2

（併給の場合の注意点）法定の介護休暇日数（年5日（対象家族が2人以上の場合は年10日））に、20日（所定労働日ベース・有給休暇）を加えた日数以上の制度を規定化、プランを策定し、新型コロナウイルス感染症に係る有給休暇を取得すれば、前ページの特例と併給できます。

★「介護支援プラン」について

労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が介護に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、作成したプランです。

・プランの作成の際には、厚生労働省HPに掲載している「介護支援プラン策定マニュアル」を参考にしてください。

・プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、プラン策定支援を無料で行っています。

詳細はHPをご覧ください。

厚生労働省 仕事と家庭の両立支援プランナー

検索



厚生労働省・都道府県労働局